V、法人形態の選択検討

法人形態	設立根拠法	設立要件	ガバナンス	特徴	税法上の取扱	課題と留意点
社会福祉法人	社会福祉法	原則1億円以上が基本金として必要。 但し、所轄庁が認めたら減額可。	①評議員、理事、監事により構成され、それぞれ市の職員が1/3を超えることはできない ②任期 評議員 4年(6年延長可) 理事・監事2年 ③市のOB活用し一定の条件下で可	運営全般に行政機関の強い監督下にある	らの委託事業の(請負業)た	事業活動支出の1か月分の「必要な運転 資金」の確保要(年間事業費の1/12以上 に相当する現金等を有していること)
一般財団法人 (非営利型) ※一般財団法人に は法人の相違により 協力型とより がある。 上有利な非営人税 上有利な も した。	財団法人に関する法律	1項) ①定款に剰余金の分配を行わない旨の定	②任期	原則的には、監督官庁なし。子どもプラン事業 については、市との委託契約条項による規制を 受ける		事業運営の上では、市との委託契約条項 以外の制約はない
公益財団法人		一般財団法人の設立(準則主義により設立は容易)をしたうえで、認定法による認定を受けて公益財団法人となる	①評議員、理事、監事により構成 それぞれ市の職員が1/3を超えることができない ②任期 一般財団法人と同じ ③市のOB活用 1/3基準の制約に入らない (県公益法人認定委員会事務局に確認12/9)	②認定は、都道府県に設置されている公益認定 委員会が行う	②消費税 子どもプラン事業に係る収	そもそも公益財団法人は寄付金収入を主要財源とし、これを原資に公益活動を推進させるために制度設計されたもの 新法人が事業運営していくうえで、無用な制約がでてくる可能性がある。